

問題 1

【出題意図】 表現の自由に関する著名判例からの出題である。明確性の基準は、本件の場合、それが刑事事件であるからというより表現の自由の規制であること、だからこそ文面審査が要求されることに気づき、罪刑法定主義の中で言われる刑罰法規の明確性と区別して評価できるかが鍵となる。明確性の原則としてはほぼ唯一の重要判例であるので、ある程度、事案を覚えているかも問われることになる。

【採点講評】 出来不出来がはっきりしていた。事件そのものが浮かばず、憲法上の論点も殆ど記述できないものと、鮮明に論点が説明できているものに大別できる。

問題 2

【出題意図】 天皇の行為に関する説を整理し、主要論点である「おことば」を例に問うもの。学説としては、普通、三分説（「公的行為」等を創設して合憲とする）、二分説・合憲論（「国事行為」に含める）、二分説・違憲論（「国事行為」に含まれない）の 3 つに分かれるので、その長所・欠点を理解すること。出題は通説・実務である三分説を軸にしているので、これに賛成して他の説を批判するか、別の説を評価して通説を斬るか、である。

【採点講評】 出来不出来がはっきりしていた。説の分類がほぼしっかりとできていた答案と、全体に何が論点かが全くわかってない答案に大別できる。

問題 3

【出題意図】 行政行為の職権取消しと争訟取消しの差異、行政行為の取消しと撤回の差異、そして法令の根拠なく行政行為を撤回することができる場合について、基本的な理解を尋ねる意図である。

【採点講評】 行政行為の取消しと撤回などに関する基本的な事項を問う問題であったため、総じて出来は良かった。基本的な問題であっても、実力があることは十分に伝わるものであるため、しっかり勉強を続けてもらいたい。